

香川県美術工芸研究所規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第26号

香川県美術工芸研究所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県美術工芸研究所条例(昭和54年香川県条例第21号)第3条の規定に基づき、香川県美術工芸研究所(以下「研究所」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究所は、次の業務を行う。

- (1) 漆工その他の美術工芸(以下「美術工芸」という。)に関する調査研究を行うこと。
- (2) 美術工芸品を制作する者に対する専門的及び技術的研修を行うこと。
- (3) 美術工芸に関する相談に応じること。
- (4) 美術工芸に関する資料の収集及び提供を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 研究所は、前項の業務として行う事業が、香川県漆芸研究所において既に行われている事業と同様の場合には、当該事業を香川県漆芸研究所と共同して行うことができる。

(組織)

第3条 研究所に総務課及び事業課を置く。

(職員)

第4条 研究所に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長

- (4) 副主幹
- (5) 主任専門職員
- (6) 主任
- (7) 専門職員
- (8) その他の職員

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

5 主任専門職員及び専門職員は、上司の命を受けて、専門的事務に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(運営委員)

第6条 知事は、研究所の事業等に関し意見を聴くため、必要に応じ運営委員を委嘱することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究所の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。